

## 入札説明書（内野林業専用道新設工事（H25補正））

茨城森林管理署の平成26年度内野林業専用道新設工事（H25補正）に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 ：平成26年4月24日

2. 支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 茨城森林管理署長 安永 正治

3. 工事概要等

(1) 入札番号 第1号

(2) 工 事 名 内野林業専用道新設工事（H25補正）

(3) 工事場所 茨城県北茨城市磯原町内野字内野山国有林1054林班内

(4) 工事内容 詳細は入札公告の「工種別数量内訳書等」のとおり

(5) 工事区分 土木一式工事

(6) 工 期 契約締結日の翌日から平成27年2月10日まで

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案を求め、当該競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型B）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式により行う。

(9) その他

ア 本工事の入札に係る技術提案書等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。

なお、電子入札によりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付期間は、次のとおりである。

・受付窓口：入札公告3の(2)のイに同じ。

・提出期間：入札公告3の(2)のアによる。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムに利用者登録を行ったものに限る。

(10) 本工事は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

(11) 本工事に係る落札者決定及び契約締結は、当該工事に係る予算事務手続きが整ったことを条件とする。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成25・26年度の関東森林管理局における土木一式工事に係るA等級、B等級又はC等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成10年4月1日から平成25年3月31日までの間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事で、平成17年10月1日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事は、次のいずれかとする。

(ア)林道又は林道規定の自動車道の構造・規格を満たす作業道の工事。

(イ)治山事業における保安林管理道又は治山資材運搬路の工事。

(ウ)農道又は市町村道の工事。

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に（請負代金の額が2,500万円以上の工事は「専任」で）配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。

ア 1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

(ア) 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者

(イ) 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和32年法律第124号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）

(ウ) 一般社団法人 日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門に限る。）を受けた者

(エ) (ア)又は(イ)と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 1人以上の者が(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（経常建設共同企業体が施工した(4)に掲げる工事を経験した者にあっては、出資比率が20%以上である構成員に所属する者に限り、当該経験を当該者の経験として認める。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任（監理）技術者がアの基準及び(4)の条件を満たしていればよい。評価においては、専任の主任（監理）技術者となる者について行う。

ウ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者との直接的かつ恒久的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

エ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準じる者」とは以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習

習修了証」を所持する者

- (6) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した森林土木工事のうち、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年度間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。
- (8) 上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
  - ア 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
    - (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、茨城県内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4の(8)の「上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
  - ・ (株) 森林テクニクス
- (2) 上記4の(8)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
  - ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

#### 6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

競争参加資格確認申請書等の様式は、関東森林管理局ホームページ「入札における競争参加資格確認申請書の様式」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinsei-yosiki.html>) からダウンロードすることができる。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該認定を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4の(2)に掲げる事項を

満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）（締切日時必着）で提出すること。

**【電子入札システムによる提出の場合】**

ア 提出期限：入札公告 3 の(2)のアによる。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（別紙様式 1 及び 1-2）、「競争参加資格確認資料」（別紙様式 2~4）及び「技術提案書」（様式 1~6）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、合計のファイル容量が 3MB を超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること（締切日時必着）。必要書類の一式を持参又は郵送で送付する場合は、電子入札システムとの分割を認めない。

また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

- (ア) 持参又は郵送で提出する旨の表示
- (イ) 持参又は郵送で提出する書類の目録
- (ウ) 持参又は郵送で提出する書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号。

郵送による提出先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールにより提出する技術提案書等のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎（一太郎単独シートとする。）
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル LZH 形式

**【紙入札方式による提出の場合】**

エ 提出期間：入札公告 3 の(2)のアに同じ。

オ 提出場所：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手(392 円)を貼った長 3 号封筒を提出書類と併せて提出すること。

- (2) 提出された技術提案書等の差し替え及び再提出は、受付期間内において申し出ることができる。
- (3) 申請書は別紙様式 1 により作成し、平成 25・26 年度に係る一般競争（指名競争）資格確認通知書の写し及び別紙様式 1-2 の営業所一覧表を添付すること。
- (4) 申請書に係る資料は次により作成すること。

ただし、アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別紙様式 2）、「配置予定の主任（監理）技術者等の資格・同種工事の経験」（別紙様式 3）に記載する施工実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に完成した森林管理局長等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類（以下「工事成績評定通知書等」という。）の写しを添付すること。

また、工事成績評定通知書が紛失している場合は、別紙様式 2-2 により発注者に工事成績の確認を申請し、工事成績確認書を添付すること。

ア 同種工事の施工実績（別紙様式 2）

上記 4 の (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を 1 件記載すること。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験（別紙様式 3）

- (ア) 上記 4 の (5) に掲げる資格があるときを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験（1 件のみ）、申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、他工事の従事状況においては、国・都道府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置については、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、技術提案の審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者について評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。技術提案書等の取り下げは、技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、書面により行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（18. 参照）できるものとする。

- (イ) 工作物に一体性又は連続性がある工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含む）でかつ、工事の施工管理区域の間隔が 10 km 程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用ができるものとする。この場合において、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事については、接続する工事若しくは関東森林管理局が定める技術提案を求めない比較的難易度の低い工事が含まれる場合には 3 件、その他の工事については 2 件とする（監理技術者は対象としない。）。
- (ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し又は実務経歴を添付すること。

ウ 工事成績評定（別紙様式 4）

上記 4 の (7) に掲げる資格があることを確認するため、森林管理局長等（他局を含む）が発注した、土木一式工事（治山事業・林道事業）で、過去 2 年度間に完成し、工事成績評定が行われている工事の全てを別紙様式 4 に記載し、平均を出した数値を工事成績表定点として記載すること。

エ 契約書等の写し

アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験において、施工実績等として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、その内容によりア、イを確認できる場合は、工事カルテの写し又は「竣工登録工事カルテ受領書」（工事名等が確認できる部分）の写しを提出すれば、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、「工事实績情報システム（CORINS）」に登録のない工事及び「工事实績情報システム（CORINS）」において工事内容を確認できない工事（簡易 CORINS）で登録した工事等）にあつては、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び配置予定技術者の従事実績）を確認できる書類（契約書、変更協定書、合格通知書、現場代理人及び主任技術者等通知書）の写しを添付すること。

また、CORINS の登録もなく契約書等を紛失したものにあっては施工証明書（別紙様式 2-1）を提出すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

オ 工事成績評定通知等の写し

森林管理局長等が発注した森林土木工事のうち、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間に完成・引き渡された工事について、工事成績評定を行っている場合は、該当する工事すべての工事成績評定通知書等の写しを別紙様式 4 に添付すること。

- (5) 技術提案書の作成にあたっては、「技術提案書作成要領」によるものとする。

「技術提案書作成要領等」は、関東森林管理局ホームページ「総合評価落札方式に関する各技術提案書作成要領」（<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>）からダウンロードすることができる。

- (6) 競争参加資格の確認については、確認申請書及び確認資料の提出期限日をもって行う。ただし、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に競争参加資格があると認めた者が関東森林管理局長からの指名停止を受けた場合、当該者に対する資格確認通知書を取り消し、競争参加資格がないことを通知する。
- (7) 確認申請書及び確認資料の提出期限日の翌日から起算して 7 日以内に競争参加資格の確認結果を通知する。
- (8) 期限までに確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官等が、競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：平成 26 年 5 月 23 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送による場合は提出期限必着）。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、(1)の説明を求められたときは、(1)のアの最終日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含めない。）に、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

- (3) (1)の理由を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：回答日より 1 ヶ月間。

イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対し、次に従い、書面（様式は任意）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から 7 日以内（休日を除く。）。

イ 提出場所：(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送による場合は提出期限必着）。

- (5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

8. 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法

本工事における総合評価は、以下の方法により行うものとする。

ア 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合は、標準点 100 点を与える。

イ 技術提案で示された実績等に応じて、最大 30 点の加算点を与える。

ウ 技術提案、資料、(7)のヒアリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大 30 点の施工体制評価点を与える。

エ 与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / (\text{入札価格})\}$$

(2) 総合評価における評価項目等

ア 総合評価における評価項目を以下に示す。

(ア) 企業に関する事項

同種の施工実績、工事成績評定点、低入札価格調査対象工事の有無、施工に関する表彰、地域への貢献度等により評価

(イ) 配置予定技術者に関する事項

配置予定技術者の保有資格、配置予定技術者の同種の施工経験、継続教育により評価

(ウ) 簡易な施工計画（技術提案）に関する事項

簡易な施工計画における現場の環境条件を踏まえた適正性、優位な工夫等により評価

(エ) 施工体制の確保に関する事項

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

イ 技術提案、資料について、アの(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。

また、技術提案、資料、(7)のヒアリング、追加資料等に基づきアの(エ)の項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目に得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3) 評価項目における評価基準及び配点(簡易型)

ア 総合評価の加算点に係る各評価項目における評価基準及び評価点は以下のとおりである。

評価項目		評価基準	評価点
施工能力	企業の施工実績	同種工事の施工実績(過去 15 年度間)	13 点
		工事成績表定点(過去 2 年度間の平均)	
	配置予定技術者の能力	低入札価格調査対象工事の有無(過去 2 年度間)	6 点
		配置予定技術者の保有する資格(主任(監理)技術者)	
信頼性・社会性	地域への貢献度等	施工に関する表彰の有無(過去 10 年度間)	7 点
		配置予定技術者の継続教育取得ポイント(CPD)	
	社会性	会社の所在地	本店・支店又は営業所の所在地
		災害協定に基づく活動実績の有無(過去 10 年度間)	
社会性	国土緑化活動に対する取組(過去 10 年度間)	国又は地方公共団体等との災害協定等に基づく活動実績の有無	
	ボランティア活動の実績の有無(過去 2 年度間)	国又は地方公共団体の認めた法人としての緑化活動、分収育林・分収造林等の契約の実績	
		防災に関するボランティア及び緑化活動以外のボランティア活動、国有林等におけるクリーン作戦等の実績の有無	

技術提案	施工計画等	簡易な施工計画上の考慮事項（実施手順等）の妥当性	現地の環境を踏まえた、施工計画、工程管理、品質管理及び安全対策等の工夫の有無	10点
加算点の合計(最大値)				36点

- ※ 1. 各項目において未記入、添付書類の不備又は誤記入等で評価の判断が困難な場合は、当該評価項目については「最低の点」とする。
2. 上記6の(4)のイの(ア)に従い、配置予定技術者の候補者を複数者記載する場合は、当該配置予定技術者の能力の評価項目では、候補者の点数の低い方を得点とする。
3. 加算点の最大が36点であることから、得られた加算点に30/36を乗じた数値を加算点として与える。
- イ 本工事施工体制評価点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の施工に必要となるすべての費用が適切に計上されており、工事費の積算内訳が十分に合理的かつ実現的なものと認められる。	15点
	工事の施工に必要となるすべての費用が計上されており、工事費の積算内訳が概ね合理的かつ現実的なものと認められる。	5点
	工事の施工に必要となるすべての費用が計上されておらず、工事費の積算内訳が合理的かつ現実的なものと認められない。	0点
施工体制確保の確実性	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が十分確保されていると認められる。	15点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が概ね確保されていると認められる。	5点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が確保されていると認められない。	0点
施工体制評価の合計（最大値）		30点

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。
- ただし、予定価格が1千万円を超える工事については、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- (イ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らないこと。
- イ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ウ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第

85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記の19に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 技術提案書等に関する審査及び評価

技術提案書等及び施工体制の確保状況の審査及び評価は、関東森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 評価内容の担保等

ア 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。

イ 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案について履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行できなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。

カ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

(7) 施工体制の審査・評価に関するヒアリング

ア どのように施工体制を構築し、施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを次のとおり実施する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

(ア) ヒアリング日時：ヒアリングを実施する場合は、入札者別にヒアリングの日時を関東森林管理局より通知する。

(イ) ヒアリング場所：〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局総務企画部経理課 契約適正化専門官

電話 027-210-1149

(ウ) その他：企業側のヒアリング出席者には、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて、最大3名以内とする。

イ 入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、技術提案書等とは別に、アのヒアリングのため、以下の追加資料の提出を求める。

(ア) 提出場所：入札公告3の(2)の(イ)に同じ。

(イ) 提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内（休日を含まない。）。

なお、追加資料の提出要請時に改めて通知する。

(ウ) 提出方法：持参により紙媒体で3部、電子媒体(CD-R)で1部提出すること。

(エ) 提出資料：

a 当該価格で入札した理由（様式1）

b 積算内訳書（コスト縮減額調書①を兼ねる）（様式2-1）

c 内訳書に対する明細書（コスト縮減額調書②を兼ねる）（様式2-2）

d 一般管理費等の内訳書（様式2-3）

e VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）

f 下請予定業者一覧表（様式4）

- g 配置予定技術者名簿（様式 5）
- h 手持ち工事の状況（対象工事現場付近、対象工事関連）（様式 6-1, 6-2）
- i 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式 7）
- j 手持ちの資材の状況（様式 8-1）
- k 資材購入予定先一覧表（様式 8-2）
- l 手持ち機械の状況（様式 9-1）
- m 機械リース元一覧（様式 9-2）
- n 労務者の確保計画（様式 10-1）
- o 工種別労務者配置計画（様式 10-2）
- p 建設副産物の搬出地（様式 11）
- q 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- r 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来高管理計画書）（様式 13-1～様式 13-3）
- s 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）（様式 14-1～様式 14-4）
- t 信用状況の確認（過去 5 年間）（様式 15）
- u 施工体制台帳（様式 16）
- v 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）
- ウ 施工体制の審査・評価に関する追加資料及び提出、並びに施工体制の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。
- エ 提出された追加資料は、返却しない。
- オ 提出された追加資料の差し替え及び資料の追加は一切認めない。  
また、提出された追加資料に提出を求めている資料が含まれていない場合は、追加資料の提出がなかったものとみなす。
- カ ヒアリングの日時は、関東森林管理局より連絡するが、追加資料提出期限の翌日から 5 日以内とする。

#### 9. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
  - ア 提出期間：平成 26 年 4 月 25 日から平成 26 年 5 月 21 日まで。  
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで（正午から午後 1 時を除く。）
  - イ 提出場所：入札公告 3 の(2)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：書面の持参又は郵送による（様式自由）。郵送による場合は、平成 26 年 5 月 21 日必着とする。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により行う。  
また、(1)の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。
  - ア 閲覧期間：平成 26 年 5 月 23 日から平成 26 年 5 月 27 日までの休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。
  - イ 閲覧場所：上記(1)のイに同じ。

#### 10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始及び締切りは、入札公告 5 の(3)のアによる。  
なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。
- (2) 持参による入札の場合は、入札公告 5 の(3)のイによる。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び、代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- (3) 開札は、入札公告 5 の(3)のウによる。

## 11. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、宛名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。電子入札システムにより入札した者については、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。  
なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付  
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
  - ア 利付き国債の提供
  - イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証  
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。  
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

## 13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。  
工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。
  - ア 電子入札方法の場合
    - (ア) 提出方法  
工事費内訳書をりに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。  
ただし、工事費内訳書のフィールドの容量が3MBを超える場合には、次の(イ)によること。
    - (イ) 郵送について  
工事費内訳書のファイルの容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送で提出すること（締切日必着）。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。  
また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載し

た書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- a 郵送する旨の表示
- b 郵送する書類の目録
- c 郵送する書類のページ数
- d 発送年月日、会社名、担当者及び電話番号

郵送の場合の提出先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6 の(1)のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称、住所、宛名及び工事名を記載し、記号及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入の入札は無効とする。

#### 14. 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。紙入札方法による場合にあっては、競争参加者又は代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

#### 15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札を取り消すものとする。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時に上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者（当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。）及び当該ヒアリングの実施に当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わなかった者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ただし、天災・事故・病気などの特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

#### 16. 落札者の決定方法

- (1) 落札者決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記 8 の(4)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合には、下記の 19 の(1)に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次(ア～エ)に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

#### 17. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
  - ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
  - イ 提出場所：入札公告3の(2)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：持参又は郵送による(郵送による場合は提出期限必着)。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは(1)のアの提出期限の翌日から起算して5日(休日は除く。)以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
  - ア 閲覧期間：(2)の回答日の翌日から平成27年3月31日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分(正午から午後1時までを除く。)
  - イ 閲覧場所：上記(1)のイに同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。
  - ア 提出期間：(2)の回答書を受け取った日から7日以内(休日を除く。)
  - イ 提出場所：上記(1)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：持参又は郵送による(郵送による場合は提出期限必着)。
- (5) 苦情の再申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受け日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
  - ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。
  - イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

#### 18. 配置予定技術者の確認

落札決定後、「工事实績情報システム(CORINS)」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病気、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

## 19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回った価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。
- (2) 低入札価格調査を受けた契約相手方が関東森林管理局管内で平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記4の(5)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

## 20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として、分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

## 21. 支払条件

- (1) 前金払： 有
- (2) 中間前金払及び部分払： 有（落札者の選択事項であり選択するものとする。）  
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

## 22. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等及び上記8の(7)のイの追加資料に、虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記6の(4)のイの資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること（6の(4)のイのただし書きの場合を除く。）。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで稼働している。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
  - ・システム操作、接続確認等の問合せ先  
農林水産省電子入札センターヘルプデスク  
受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）  
電 話：048-254-6031  
F A X：048-254-6041  
メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 林道工事標準仕様書及び施工管理基準、林道工事共通特記仕様書、林業専用道作設指針は、以下の関東森林管理局のホームページを閲覧すること。  
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>)  
また、入札心得は関東森林管理局のホームページを閲覧すること。( <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/pdf/kanto-nyuusatukokoro-20130516-3.pdf> )
- (8) 国有林野事業工事請負契約約款を交付されていない者は、関東森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>) の「各種約款等」からダウンロードし取得するか、茨城森林管理署において受領すること。
- (9) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

(10) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実質変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

# 工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 内野林業専用道新設工事(H25補正)
- 2 工 事 場 所 茨城県北茨城市磯原町内野字内野山国有林1054林班内
- 3 工 期 契約日の翌日から  
平成27年 2月10日まで
- 4 請負代金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 円
- 6 調 停 人
- 7 前 金 払 請負代金額の10分の5以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会  
〔 〕建設工事紛争審査会
- 9 選択条項別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
× ○	請負代金内訳書	要	第3条
		不要	
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者		第10条第1項第2号
	〔 〕監理技術者		
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第34条第1項
	中間前金払		第34条第4項
	部分払	回以内	第37条
×	部分払の対象となる工場製品		第37条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条
×	瑕疵の修補又は損害賠償の請求	1年以内	第44条
○		2年以内	

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

1 1 住宅建設瑕疵担保責任保険

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2号第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれに記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

1 2 特約事項 特になし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成26年4月1日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

発注者 (住所) 茨城県水戸市笠原町978-7

(氏名) 分任支出負担行為担当官  
茨城森林管理署長 安永 正治

受注者 (住所)

(氏名)

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を選択した場合に添付する。)

## 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

## 1 分別解体等の方法

工程 この 作 内 容 び 解 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (            )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

## 2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

## 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

## 4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

# 現場説明書

茨城森林管理署

工 事 名 内野林業専用道新設工事(H25補正)

## 説明事項

### 1 一般的事項

閲覧書類は下記のとおり。

- ①関東森林管理局ホームページ（全林道工事に共通し、「各種約款等」に掲載）：国有林野事業工事請負契約約款、関東森林管理局署等競争契約入札心得、森林土木工事等に関する仕様書等（林道工事標準仕様書及び施工管理基準、林道工事共通特記仕様書、林業専用道作設指針）
  - ②関東森林管理局ホームページ（「公売・入札に関するお知らせ」に掲載）：総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領、入札における競争参加資格確認申請書の様式
  - ③関東森林管理局ホームページ（工事ごとに個別に掲載）：工事請負契約書（案）、工種別数量内訳書、特記仕様書、各種図面、入札説明書（個別）
- なお、ホームページで取得できない場合は、茨城森林管理署会議室で閲覧すること。

### 2 林地の制限関係

- (1) 工事箇所は、自然環境の維持保全、景観の保持に努めるとともに、ハイカー等一般の入林者に注意して施工すること。
- (2) 工事箇所は、水源かん養保安林区域内であるので、特に立木の保護、林地の保全及び流排水の処理に留意し、その機能維持に努めること。

### 3 労働安全

施工現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。

工事区域には、柵、表示板等を設けて一般者の立ち入りを禁止する規制措置を講じ事故の未然防止を図るとともに、工事施工に当たっては特に次のことを実施し、労働災害の防止に努めること。

- ア 毎日の作業開始前の作業現場（施設を含む）点検
- イ 機械類の始業点検及びキーの適正な管理
- ウ 保護具の着用と適正な安全要員の配置
- エ 雇入れ時、配置換え時等の安全教育の実施と免許、資格の確認

### 4 着工通知書

工事に着工後、速やかに着工通知書を提出すること。

### 5 用地関係

- (1) 工事用地はすべて国有林野内の林道敷内である。
- (2) 工事用地以外で国有林内に用地を必要とする場合は、所定の手続きを行うこと。

## 6 工事支障木

- (1) 工事支障木は、平成26年5月30日に搬出が完了する予定である。  
搬出が完了次第着工すること。

## 7 残土処理

残土は、監督職員と場所等確認のうえ残土処理場に運搬し、降雨による流出等で下流に被害を及ぼすことのないよう適切に処理すること。

## 8 起点標示板(新規開設の場合に計上)

- (1) 工事起点附近の路肩外で決壊等の恐れのない場所に、林道工事起点標示板を設置すること。
- (2) 規格については、別紙のとおり。

## 9 共通単価の補正事項の明示

- (1) 労務費の通勤補正 「1. 00」

## 10 契約の保証

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏(官職)(氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「(保管有価証券取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「((森林管理局・署等名)取扱

- 主任官（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「（契約担当官等）（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、工事完成後、契約担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。（保証会社の保証は除く。）
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（契約担当官等（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事

名が記載されるように申し込むこと。

- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保証保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職)(氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。

イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。)であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級(競争参加者選定事務取扱要領(平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達)第5の規定により付された等級をいう。)が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

## 11 建設業退職金共済制度

- (1) 当該工事を受注した建設業者(以下「受注者」という。)は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を提出できない場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により発注者に申し出るものとする。
- (2) 受注者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。

なお、受注者は請負金額の増額変更があった場合において共済証紙を追加購入しなかったときは、発注者にその理由を書面により提出するものとする。

- (3) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。
- (4) 受注者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示を確実に実施するものとする。
- (5) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (6) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額に共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請け業者に建退共制度への加入手続き、あるいは共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

## 12 建設副産物

- (1) 受注者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならない。
  - ア 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
  - イ 計画書の内容について現場担当者の教育を十分行うこと。
  - ウ 工事現場等において、一般廃棄物と産業廃棄物の分別及び保管を行わなければならない。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- (2) 森林内における建設工事等に伴い生じる根株等の利用については、工事現場内における林地への自然還元として利用すること。根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがないように、安定した状態になるように林地への自然還元として利用すること。

建設資材として利用する場合とは、①小規模な土留めとしての利用、②盛土法尻保護工としての利用、③水路工における浸食防止としての利用、④柵工・筋工・暗渠工等としての利用をいう。
- (3) 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合には、土砂等と同様のものとして取り扱われるものである。

なお、この場合、林道技術基準等に基づいて、適切に利用されるよう努められたい。

## 13 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇

用条件等の改善等に努めること。

#### 14 資材等の運搬関係

道路交通法改正により大型貨物自動車等の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることになり、違法運転の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。

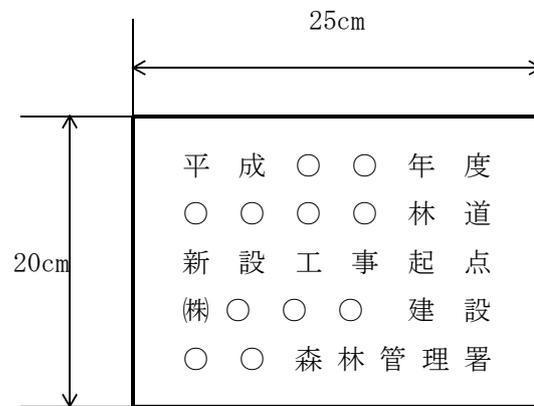
#### 15 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速かにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別 紙

新設工事

林道工事起点標示板



林道名板B型 25cm×20cm×1cm